

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票
(個人の場合)

資格証明書
(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎ 058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 1月15日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 野 尻 知 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 1日 午前 8時30分から 令和 7年 4月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月15日 午前10時00分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月 5日 午前10時30分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7年 5月27日 午前10時00分から 令和 7年 5月27日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 1月15日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 5 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1～3☆	167,000 133,600	一括	33,400	1,139	0
1	56,000				
2	107,000				
3	4,000				
備考					



物 件 目 録

☆1 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津
地 番 1 4 5 4 番
地 目 畑
地 積 6 2 7 平方メートル
共有者 A 持分4分の1

☆2 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津
地 番 1 4 5 6 番3
地 目 畑
地 積 9 6 2 平方メートル
共有者 A 持分4分の1

☆3 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津
地 番 1 4 5 5 番1
地 目 畑
地 積 1 3 9 平方メートル
(現況)
地 目 山林
共有者 A 持分4分の1



物件明細書

令和 6年 6月17日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 野 尻 知 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 3】

本件所有者及び売却対象外の共有持分を有するB, 同C及び同Dが占有している。

【物件番号2】

売却対象外の共有持分を有するBが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～3】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



11

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津
地 番 1 4 5 4 番
地 目 畑
地 積 6 2 7 平方メートル
共有者 A 持分4分の1

2 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津
地 番 1 4 5 6 番 3
地 目 畑
地 積 9 6 2 平方メートル
共有者 A 持分4分の1

3 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津
地 番 1 4 5 5 番 1
地 目 畑
地 積 1 3 9 平方メートル
(現況)

地 目 山林
共有者 A 持分4分の1



令和5年(ヌ)第40号
令和5年7月19日受理
令和5年8月14日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

1 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津

地 番 1454番

地 目 畑

地 積 627平方メートル

共有者 A 持分4分の1

2 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津

地 番 1456番3

地 目 畑

地 積 962平方メートル

共有者 A 持分4分の1

3 所 在 郡上市八幡町有穂字下谷津

地 番 1455番1

地 目 畑

地 積 139平方メートル

共有者 A 持分4分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1～3
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地(物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input checked="" type="checkbox"/> 畑(物件1, 2) <input type="checkbox"/> 雑種地(物件) <input checked="" type="checkbox"/> 山林 (物件3) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地概況図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有(共有)者B <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、目的外建物を所有し、占有している <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が、物件2土地を畑として占有している。 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有(共有)者ら <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者らが、物件1土地を耕作放棄地として、物件3土地を山林として占有している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地概況図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

占有者及び占有権原 (物件2関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有(共有)者B
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人(■B(占有者) <input type="checkbox"/> ())の陳述/□提示文書()の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 所有(共有)権
占有開始時期	平成23年頃
最初の契約等	契約日 年 月 日
契約等	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種類別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等	貸主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
当事者	借主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
賃料・支払時期等	毎 金 円(毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払(分 円) <input type="checkbox"/> 相殺(分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B (債務者の兄)</p> <p>■ 郡上市農業委員会</p>	<p>1 私は物件1～3土地（以下「本件土地」という。）の相共有者です。債務者Aを含む、他の相共有者は私の兄弟です。本件土地について、第三者に貸している部分はありません。</p> <p>2 物件1土地は耕作放棄地として、物件3土地は山林として各土地所有（共有）者らが占有しています。</p> <p>3 物件2土地は、私が12年位前から野菜等を作っています。</p> <p>4 本件土地の共有物の利用に関する取決めについては、相共有者らとの間では何らかの取決めをしていません。</p> <p>5 物件1～3土地の境界については、隣地所有者との間で問題になったことはありません。</p> <p>(令和5年7月19日付け照会に対する回答)</p> <p>1 照会の土地の現況地目 物件番号1：畑 物件番号2：畑 物件番号3：山林</p> <p>2 照会の土地は、農地法3条又は5条の適応対象地になるかどうか 物件番号1及び2については、農地法第3条による許可の対象となるが、同5条については、農業振興地域の農用地区域内にある農地であり、原則として許可することができない。物件番号3については、同5条の許可申請が必要である。</p> <p>3 転用許可がされているときは、その許可年月日、許可条項、転用目的並びに許可申請者の住所、氏名 該当なし</p> <p>4 転用許可がされていないときは、その旨 物件番号3については、植林がされているが、農地転用許可はされていない。</p> <p>5 4の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を農地以外のものに変更しているときは、原状回復命令が発せられる見込みの有無 物件番号3については、近接地は山林化しており、農地としての利用性が著しく低いため、原状回復命令を発する見込みはない。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
	<p>6 賃借（小作）権の有無 有りのときは、その賃借（小作）人の住所、氏名、賃借（小作）開始の時期 該当無し</p> <p>7 その他、参考となる事項 該当無し</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件土地の状況は、別紙土地概況図（概略）及び添付写真のとおりであり、物件1土地は概ね北側が、物件2土地の概ね北側が水路を介して、それぞれ市道（在原区内3号線）に接する土地である（別添写真3参照）。
- 2 本件土地の占有状況は、所有者に対し、現地立会を依頼した書面及び本件土地に対する照会書を送付したが、調査当日、同人の立会や連絡もなく、本日まで照会書に対する回答がなかったため事情を聴取することはできなかったが、関係人の陳述及びその他現認した状況から、物件1土地を所有（共有）者らが耕作放棄地として、物件3土地を所有（共有）者らが山林として占有している。また、物件2土地を「占有者及び占有権原」欄（3枚目）記載のとおり認定した。
- 3 物件3土地への進入路として、同土地の概ね北側隣地（地番1455番2）を通行しなければ同3土地へ立ち入ることができない。よって、本件買受人は同隣地の通行に関して、公道に至るために同隣地所有者の承諾を得る必要があるものと思料する。
- 4 本件土地の境界については、物件1、2同土地に関する国土調査が終了していることやその他現認した本件土地の形状、隣地や道路との境界付近の状況から、特に争いはないものと思料する。
- 5 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

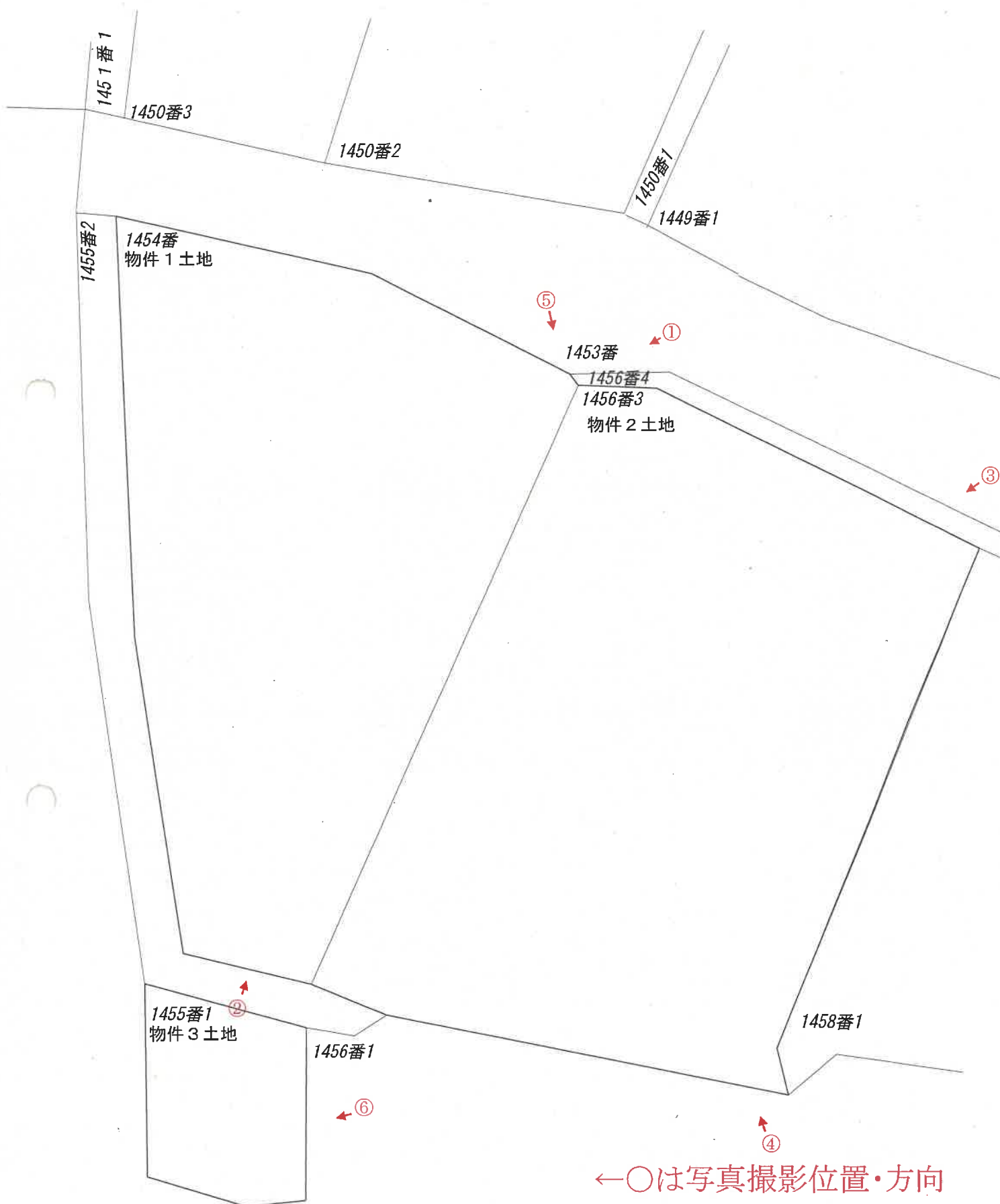
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記事のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
5年7月19日(水) 11:50-12:00 : - :	岐阜地方法務局 当庁執行官室	公函等の写し申請 土地登記事項証明書申請 農地照会書作成及び送付 (5.7.27 回答書到着)
5年7月25日(火) 15:15-16:00	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 写真撮影
5年8月7日(月) 9:45-10:55	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 写真撮影 (評価人同行) 所有者の兄から事情聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 _____ を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地概況図（概略）

1升 1m B1



←○は写真撮影位置・方向

写真 1



物件 1 土地

写真 2



物件 1 土地

写真3



物件2 土地

写真4



物件2 土地

写真5



物件2土地

写真6



物件3土地

平成 5 年 (又) 第 40 号

令和5年8月7日 現地調査

令和5年8月15日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

第23-10号

発行日付

令和5年8月16日

評 価 人

不動産鑑定士

水 野 亨

第1 評価額

一括価格	
金 167,000 円	
物件番号	内訳価格
物件1 (土地)	金 56,000 円
物件2 (土地)	金 107,000 円
物件3 (土地)	金 4,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件（土地）

番号	所在等	登記	現況
1	所在	郡上市 八幡町有穂字下谷津	現況地目は畑であり、現在耕作放棄地である。 このうちの持分4分の1
	地番	1454番	
	地目	畑	
	地積	627㎡	
2	所在	郡上市 八幡町有穂字下谷津	概ね左記に同じ。 このうちの持分4分の1
	地番	1456番3	
	地目	畑	
	地積	962㎡	
3	所在	郡上市 八幡町有穂字下谷津	現況地目は山林である。 このうちの持分4分の1
	地番	1455番1	
	地目	畑	
	地積	139㎡	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件 1～3

位置・交通 ※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
	長良川鉄道	越美南線	郡上八幡駅	北東方	12.2km
付 近 の 状 況	県道背後に農地が広がる地域				
主な公法上の規制等	都 市 計 画 区 分	都市計画区域外			
	用 途 地 域	用途地域指定無し			
(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	防 火 規 制	-			
	そ の 他 の 規 制	農業振興地域、農用地			
画 地 条 件	地 積	1,728㎡			
	間 口	50.8m			
	奥 行	49.0m			
	形 状	ほぼ整形			
接 面 道 路 の 状 況	物件1は北側幅員約3.6m舗装市道(在原区内3号線)に等高～2.0m程度低く接面する。物件2は幅1.5mの水路を介して市道(在原区内3号線)に等高～2.5m程度低く接面する。物件3は無道路地であり、物件1、3との間に第三者所有の原野が介在しており無道路地である。				
土 地 の 利 用 状 況 等	現況利用は物件1土地：耕作放棄地(畑)、物件2土地：畑、物件3土地：山林である。 北側は市道を介して農地、東側は農地である。西側は山林、南側は原野である。				
供 給 処 理 施 設	上水道	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
	ガス配管	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
	下水道	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
特 記 事 項	<p><地勢について>西方下り傾斜に位置する。 <高低差について>北側道路接面部分は等高～2.0m程度低く、物件1、2土地の間に約2.0m程度の高低差がある。 <農地法について>郡上市農業委員会からの聴取によれば、物件1、2土地には農用地の指定があるため、原則農地転用は困難である。物件3土地は農用地の指定は無いが、農地転用の許可申請が必要となる。物件3土地の現況は山林であるが、農地としての原状回復命令を発する見込みはないとのことである。 <埋蔵文化財について>郡上市教育委員会からの聴取によれば周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため文化財埋蔵の可能性は低いと思料される。 <土壌等汚染について>現在土壌汚染対策法上の要措置区域、形質変更時要届出区域には該当しておらず、水質汚濁防止法上の特定施設としての利用も無い。過去からの土地利用用途を確認すると、現状以前も農地として利用されていた。従って周辺地域に土壌汚染を惹起させる工場等も無く、土壌等の汚染の可能性は低いと思料される。</p>				

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件 1~3 (土地)

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/m ²)	個別 格 差	地 積 (m ²)	建付減価	更 地 価 格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ=オ
1	890	0.800	156.75	-	112,000
2		1.000	240.50	-	214,000
3		0.250	34.75	-	8,000
合計	-	-	-	-	334,000

ア 標準画地価格 (取引事例等からの比準)

取引事例等 有穂-1

取引事例等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
983 (円/m ²)	90.2 × 100.0	100.0 × 100.0	100.0 × 100.0	≒ 890 (円/m ²)

◇時点修正 : 取引事例等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 取引事例等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 目的土地と標準画地との要因格差である。

物件番号	(規模・形状)	(間口・奥行)	(現況利用)	(接面街路他)	相乗計
1	0%	0%	-20%	0%	80.00%
2	0%	0%	0%	0%	100.00%
3	0%	0%	-50%	-50%	25.00%

ウ 地積 : 登記数量によるが、地積に持分面積を乗じている。

エ 建付減価 : 更地のため不要。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、必要に応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	市場性 修正率	競売市場 修正率	評価額 (円)
	ア (1①オ)	イ	ウ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ
1	112,000	100.0%	50.0%	56,000
2	214,000	100.0%	50.0%	107,000
3	8,000	100.0%	50.0%	4,000
一括価格 (合計)				167,000

ア. 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 特段市場性修正が必要となる要因はない。

ウ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

取引事例等	有穂-1
(所 在)	郡上市八幡町有穂字棚畑
(価 格)	983 円/㎡
(位 置)	長良川鉄道越美南線郡上八幡駅約16.0km
(価格時点)	令和1年12月12日
(地 積)	885 ㎡
(接面街路)	北東 4.0m 未舗装 市道
(用途指定等)	都市計画区域外
(地域の概要)	土地改良済の農地地域

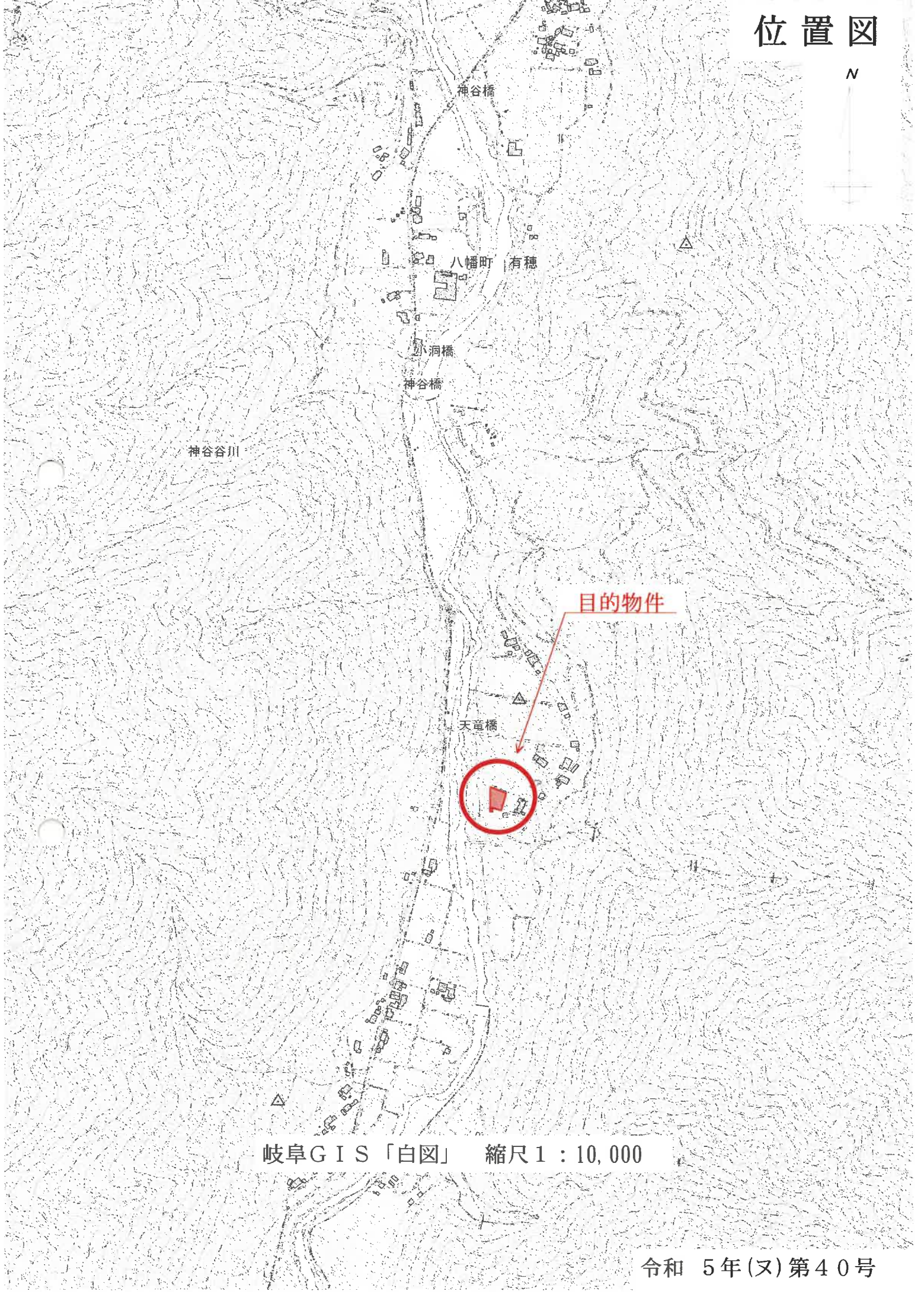
第7 附属資料

- 1 目的物件位置図
- 2 公図写し，地積測量図写し
- 3 土地概況図(概略)
- 4 写真

以 上

位置図

N



神谷川

神谷橋

八幡町 有穂

小洞橋

神谷橋

目的物件

天道橋

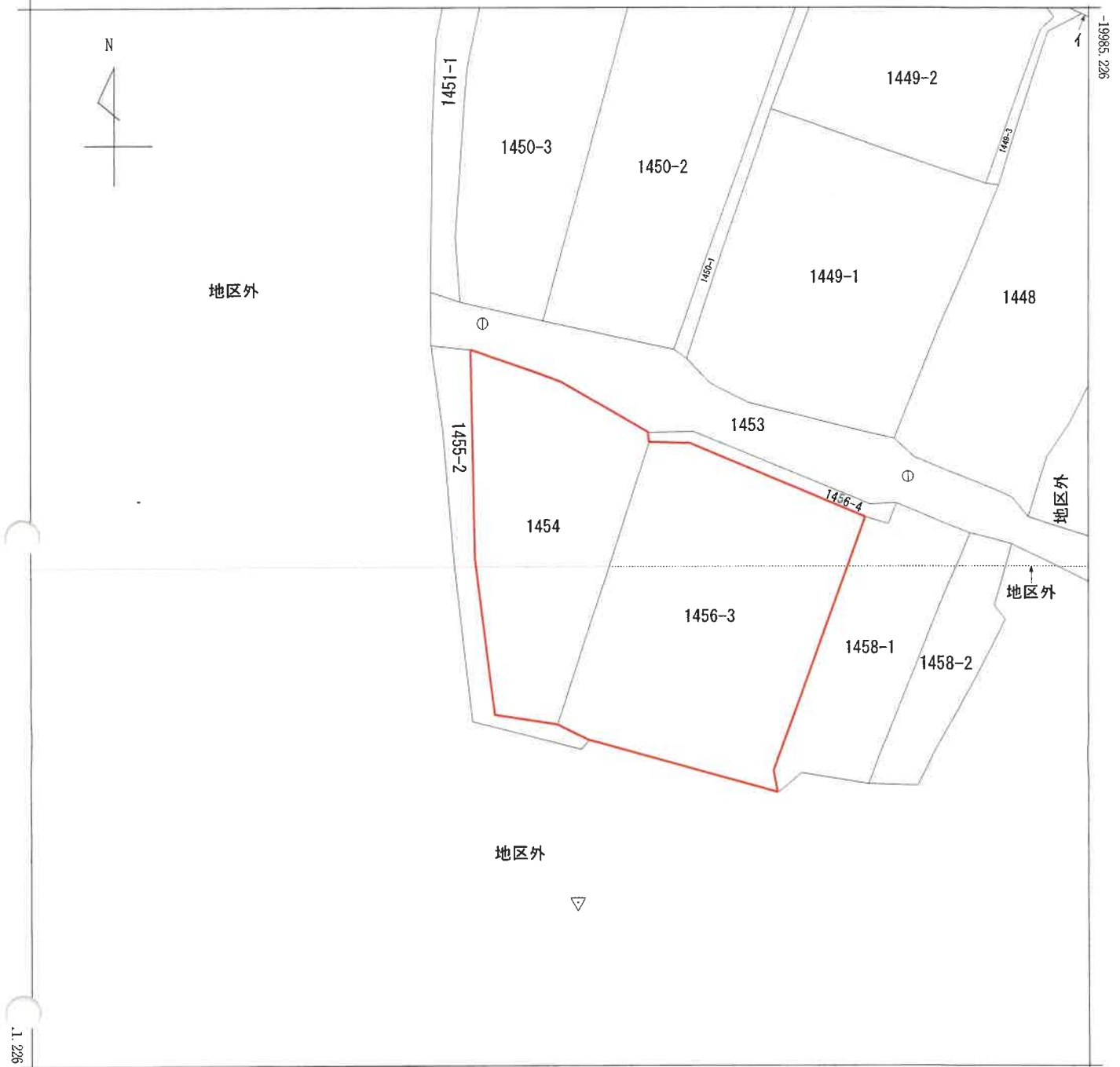
岐阜GIS「白図」 縮尺1:10,000

令和 5年(又)第40号

公図写

4 地区外

(座標値種別)



-12841.205 (座標値種別: 図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	郡上市八幡町有穂字下谷津				地番	1454番		
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VII	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和56年4月			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局八幡支局管轄)

令和5年7月19日

岐阜地方務局

この図面はA3判をA4判に縮小しました

請求番号: 6-2

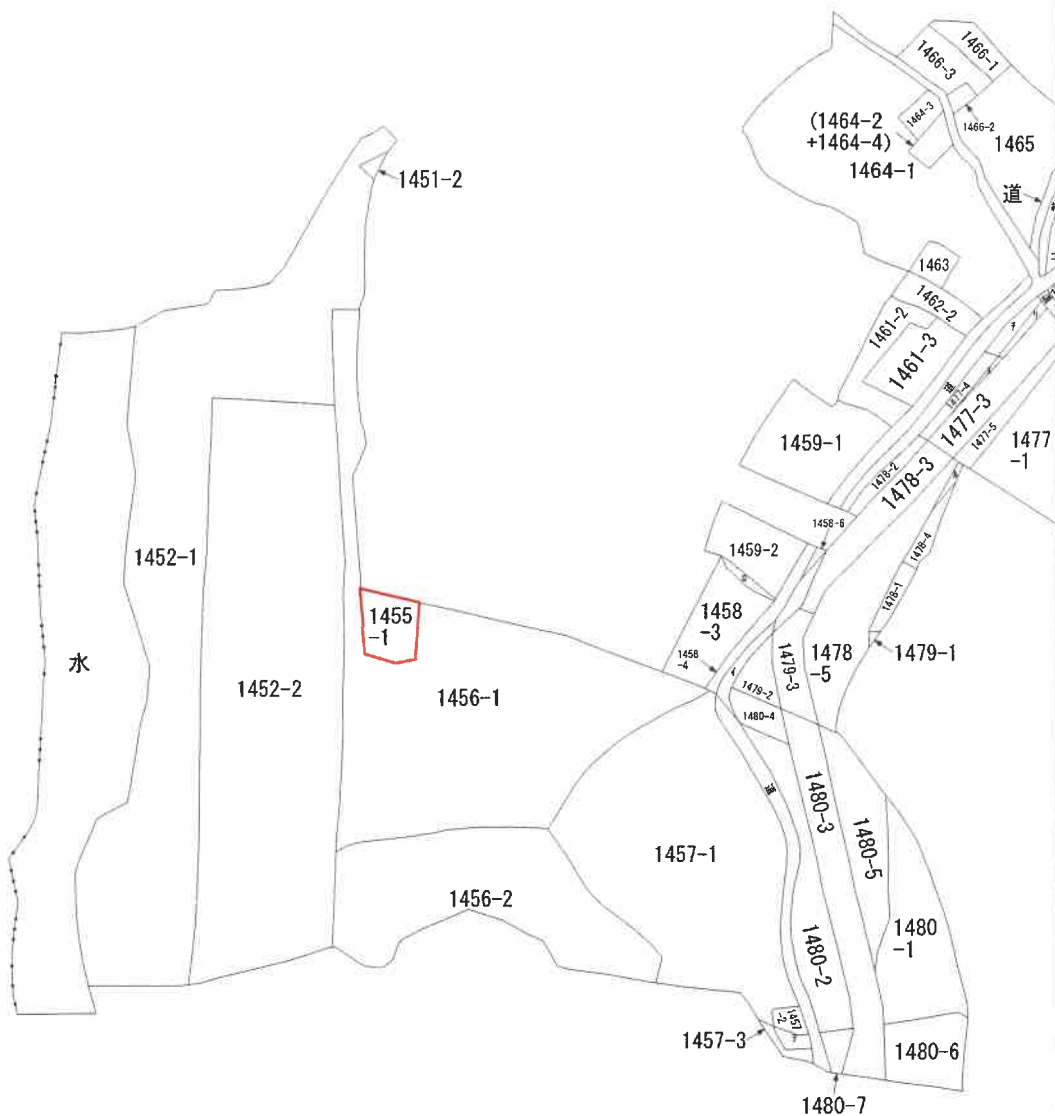
登記官

(1/1)

令和 5年(又)第40号

公図写

イ 1458-5 ハ 1474-2 ホ 水 ト 1474-3 リ 1477-6 ル 1478-7
 オ 1459-3 ニ 1469-1 ヘ 水 テ 1477-2 ヌ 1477-7 レ 1457-4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	郡上市八幡町有穂字下谷津			地番	1455番1		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局八幡支局管轄)

令和5年7月19日

岐阜地方務局

登記目

この図面はA3判をA4判に縮小しました

請求番号：6-3

(1/1)

令和 5年(又)第40号

登記年月日：昭和54年3月14日

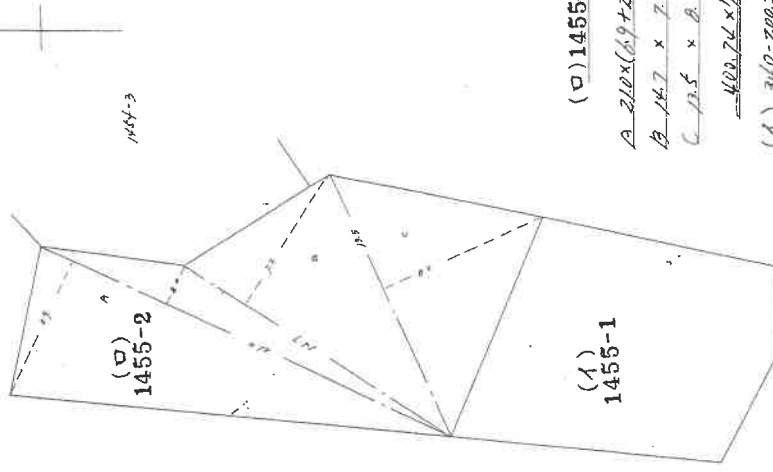
007821

前 1455-1 後・新

地 番 1455-2/

土地の所在 郡土部八幡野 有穂，志下谷津 郡上市八幡町

積 測 量 図



(口) 1455-2 求積

$A = 210 \times (89 + 20) = 18690$

$B = 147 \times 72 = 10584$

$C = 135 \times 80 = 10800$

$\frac{400.74 \times 1/2 = 200.37$

$(A) 340 - 200.37 = 139.63$

昭和54年3月14日登記

作製者

昭和54年 / 月 24日作製)

申請人

縮尺

1/250

この図面はA3判をA4判に縮小しました

令和5年(又)第40号

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局八幡支局管轄)

令和5年7月19日

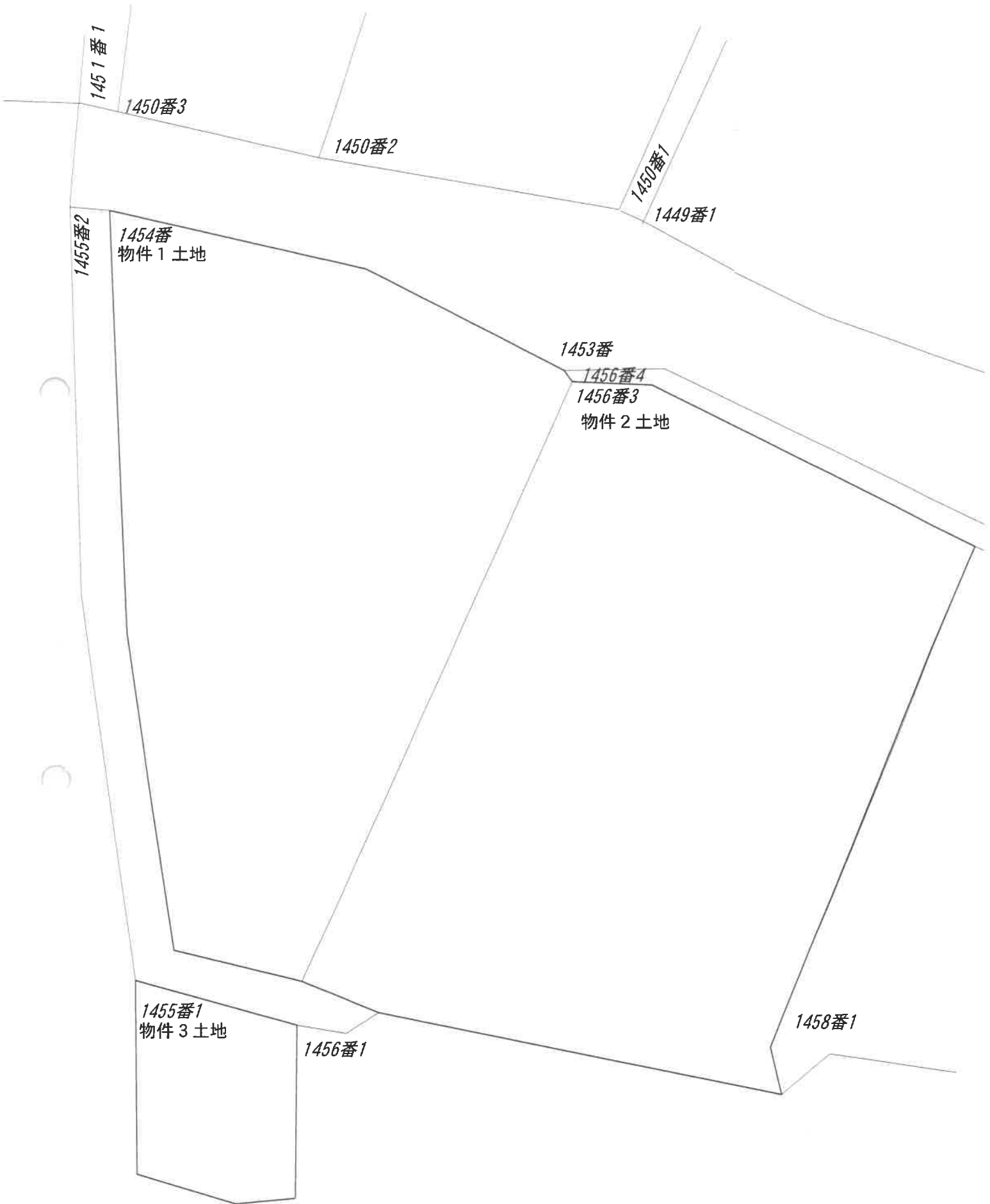
岐阜地方務局

登記官

請求番号：6-4

土地概況図（概略）

1升1m B1



物件 2 土地

物件 1 土地



物件 2 土地

物件 1 土地



目的物件の現況写真

令和 5 年(又)第 4 0 号

物件 1 土地

物件 2 土地

物件 3 土地



物件 3 土地

物件 2 土地



目的物件の現況写真